



厚生労働省群馬労働局発表
平成29年8月25日
締結式後解禁

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室
室長 千葉 裕子
室長補佐 井野 晃宏
(代表電話) 027-896-4733

群馬労働局と県内すべての信用金庫が「働き方改革に関する
包括連携協定」を締結します

～ 金融機関と相互に協力して働き方改革を推進します ～

群馬労働局(局長 半田和彦)は、県内に本社機能を有する信用金庫(7金庫)と密接に連携して、群馬県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、「働き方改革についての包括連携に関する協定」を締結することとし、以下のとおり締結式を開催します。

1 協定締結式

日時 平成29年8月29日(火) 14:30～
場所 前橋地方合同庁舎1階共有大会議室(前橋市大手町2丁目3番1号)
出席者 ※詳細は、別紙1のとおり

2 包括連携協定の主な内容

(1) 目的

群馬労働局と県内に本社機能を有する信用金庫は、県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の労働者の働き方改革を推進することを目的としています。

(2) 連携事項等

- ① 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること
- ② 県内の雇用の促進及び安定に関すること
- ③ 県内の企業における人材育成に関すること
- ④ 県内の企業における多様な働き方に関すること
- ⑤ 県内の企業における労働生産性の向上に関すること
- ⑥ 群馬労働局の施策の広報・周知に関すること など

(3) 協定の内容

別紙2「協定書(案)」のとおり

3 包括連携協定により期待される効果

- (1) お互いの知見を交換して双方の業務運営に役立てることができる
- (2) 両者の連携により、国の施策・方針や各種支援策を理解した信用金庫の職員がその見識を活用して、一層適宜適切な提案を中小企業事業主に行うことができる
- (3) 信用金庫の各支店等を通じて、迅速かつ広範囲に群馬労働局からの広報・啓発等を進めることができる
- (4) その他働き方改革に係る好事例の収集・情報発信 など

包括連携協定を締結する信用金庫一覧

信用金庫名	職 名	氏 名	所 在 地
高 崎 信 用 金 庫	理 事 長	あらい ひさお 新井 久男	高崎市飯塚町 1200
桐 生 信 用 金 庫	理 事 長	つくい ますみ 津久井 真澄	桐生市錦町 2-15-21
アイオー信用金庫	理 事 長	あかいし ひろし 赤石 裕	伊勢崎市中央町 20-17
利根郡信用金庫	理 事 長	みねかわ たくみ 峯川 卓美	沼田市東原新町 1540
館 林 信 用 金 庫	理 事 長	はやかわ しげる 早川 茂	館林市本町 1-6-32
北群馬信用金庫	理 事 長	みよし えいち 三善 瑛市	渋川市石原 203-3
しののめ信用金庫	理 事 長	よこやま けいち 横山 慶一	富岡市富岡 1123
群 馬 労 働 局	局 長	はんだ かずひこ 半田 和彦	前橋市大手町 2-3-1

〇〇信用金庫と群馬労働局との働き方改革についての包括連携に関する協定書

〇〇信用金庫（以下「甲」という。）と群馬労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、群馬県内（以下「県内」という。）の労働者の働き方改革及び県内各地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、相互に協力することとする。

- (1) 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- (2) 県内の雇用の促進及び安定に関すること。
- (3) 県内の企業における人材育成に関すること。
- (4) 県内の企業における多様な働き方に関すること。
- (5) 県内の企業における労働生産性の向上に関すること。
- (6) 乙の施策の広報・周知に関すること。
- (7) その他本協定の目的に沿うこと。

2 前項における相互協力については、県内各地域に開かれたものとするよう努めることとする。

（定期的な協議の開催）

第3条 甲と乙は前条の協議について定期的を開催することとし、具体的な実施事項については当該定期協議の場において、甲乙合意の上決定する。

なお、これは臨時に協議を開催することを妨げるものではない。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲と乙は、本協定において知り得た秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏えいしてはならないものとする。但し、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合はこの限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により解約の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間を本協定の有効期間として更新し、その後も同様とする。

（事務局）

第8条 この協定に関する事務については、群馬労働局雇用環境・均等室において行うものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成29年8月 日

甲：

乙：群馬県前橋市大手町二丁目3番1号

群馬労働局

局長 半田 和彦